

2025年3月14日

報道関係各位

一般社団法人日本少額短期保険協会  
東京都中央区八丁堀三丁目12番8号  
HF 八丁堀ビルディング2F  
会長 花岡 裕之

## 少額短期保険の引受・支払における遺伝情報の取扱に関する Q&Aの公表について

一般社団法人日本少額短期保険協会（会長：花岡裕之）は、少額短期保険の引受・支払における遺伝情報の取扱に関するQ&A「遺伝情報による不当な差別等への対応の確保（少額短期保険分野における対応）」（以下、「本Q&A」）を作成し、当協会HPにて公表しましたのでお知らせします。

本Q&Aは、「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」（2023年6月制定・施行）が遺伝情報による不当な差別等への適切な対応の確保を求めることを踏まえ、広く一般の方向けに、少額短期保険の引受・支払における遺伝情報の取扱について、現在の一般的な取扱い等をQ&A形式で取りまとめています。

当協会では、これまで、ゲノム医療に関する技術や知見、遺伝情報に関する法整備や社会的コンセンサスの状況等を踏まえながら、遺伝情報の取扱に関する対応について検討を進めており、2022年7月には、医療従事者向けに、遺伝学的検査結果やゲノム解析情報など遺伝情報の現在の取扱等を周知するための文書を作成し、当協会HPにて公表しています。

当協会は、今後公表する本Q&Aを通じて、少額短期保険分野における遺伝情報の取扱についての正しい認識のもとで、安心してゲノム医療を受けられる環境の整備に貢献してまいります。

なお、本Q&Aにおいては、あくまで一般的な取扱いをまとめておりますので、個別の取扱については、各少額短期保険業者にお問い合わせください。

以上

【下記リンクを参照してください】

- [少額短期保険の引受・支払における遺伝情報の取扱に関するQ&A](#)
- [少額短期保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱について](#)